令和元年度

介護保険サービス事業者　集団指導　資料

訪問介護

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

長寿社会課介護サービス指導室

【目　次】

１　訪問介護とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
２　人員基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
３　設備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
４　運営基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
５　共生型訪問介護について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７
６　加算及び減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９
７　道路運送法との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２５

【基準・解釈通知一覧】

項目	種類	名称	凡例
人員・設備・運営	基準省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 11 年厚生省令第 37 号）	*居宅基準*
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について （平成 11 年老企第 25 号）	*基準解釈通知*

介護報酬の算定	基準省令	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 12 年厚生省告示第 19 号）	*居宅算定基準*
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成 12 年老企第 36 号）	*居宅算定基準留意事項*

1　訪問介護とは

【訪問介護とは】

○　**介護保険における訪問介護とは、居宅要介護者に対し、その居宅において行われる日常生活上の世話をいう。**

この法律において「訪問介護」とは、要介護者であって、居宅（老人福祉法　（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六 に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項 に規定する有料老人ホーム（第十一項及び第二十一項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令 で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」 という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第十五項第二号に掲げるものに限る。）又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。

介護保険法第 8 条第 2 項

【サービス提供の場所】

○　**サービス提供場所は利用者の居宅が原則であるが、次の施設の居室においても訪問介護の提供が認められている。**

・養護老人ホーム（老人福祉法第２０条の４）
・軽費老人ホーム（老人福祉法第２０条の６）
・有料老人ホーム（老人福祉法第２９条第１項）

法第八条第二項の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）とする。

介護保険法施行規則第 4 条

○　**「居宅」については社会通念上の居宅を指すものであり、実質的に「施設」に該当するものについては、上記の施設を除き「居宅」には含まれない（したがって介護報酬の支払対象外となる）。**

【Q】　ケア付き住宅、宅老所等と称しながらも、一室に多数の高齢者を収容し、或いは極めて狭隘な個室に高齢者を収容した上で、同一施設内や近隣に設置した指定訪問介護事業所等から居宅サービスを提供している事例があるが、このようなサービスの形態も介護保険の対象として認められるものなのか。

【A】

1　介護保険法においては、「訪問介護」を始めとする居宅サービスは、「居宅」と「軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室」において行われることとされ、これらにおいて指定居宅サービスを受けた費用について保険給付が行われることとなる。

2　ここで省令で定める施設を居宅に含めている趣旨は、いわゆる施設に相当する場所に所在する要介護者等についても、居宅に準ずるものとして一定の水準にある施設に居住する場合

には、通常の居宅と同様に保険給付の対象とすることを目的とするものである。

3　即ち、「居宅」の範囲については、特段の数値基準等による定義を置いていないものの、法文上、当然に社会通念上の居宅を指すものであり、実質的に「施設」に該当するものについては、居宅に含まれる施設として省令で定められた軽費老人ホームと有料老人ホームを除き、「居宅」に含まれないこととなる。

4　従って、いわゆるケア付き住宅等と設置者が称するものであっても、

・どのような生活空間か

・どのような者を対象としているか

・どのようにサービスが提供されているかなどといった観点も踏まえつつ総合的に判断して、「施設」としての実態を有していると認められる場合には、上述の省令で規定する施設に含まれないものである以上、介護保険でいう居宅サービスには当たらず、居宅介護サービス費の支払対象外となる。

介護保険最新情報 Vol.123(平成 14 年 3 月 19 日)

○　**通院・外出介助については、居宅におけるサービスを含む一連のサービスとみなしうることが必要であり、居宅以外でのサービス行為のみをもって訪問介護費の算定はできない。**

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションは、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できない。例えば、訪問介護の通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、（場合により）院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためである。居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。

居宅算定基準留意事項

【サービス提供を行う者】

○　**以下の者が行うサービスが、指定訪問介護として介護報酬の対象となる。**

- 介護福祉士
- 実務者研修修了者
- 介護職員初任者研修課程修了者
- 介護職員基礎研修課程修了者
- 訪問介護員養成研修１級課程修了者
- 訪問介護員養成研修２級課程修了者

法第八条第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受 けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）とする。

一　都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修　当該都道府県知事

二　都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。）　当該介護員養成研修事業者

介護保険法施行令第 3 条

【訪問介護の内容】

○ **訪問介護の内容は以下のとおりである。**

- 入浴、排せつ、食事等の介護
- 調理、洗濯、掃除等の家事（単身世帯又は同居家族等の障害・疾病等のため自ら行うことが困難であり、かつ日常生活上必要なもの）
- 生活等に関する相談及び助言
- その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話

> 法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要介護者（同項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であって、居宅要介護者の日常生活上必要なものとする。第十七条の五において同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。
>
> 介護保険法施行規則第 5 条

【事業所指定の単位】

○ **事業所指定は原則としてサービス提供の拠点ごとに受ける必要がある。**

○ **例外的な位置付けである出張所（サテライト事業所）設置が認められるかどうかは、個別判断となる。**

> 事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。
>
> ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
>
> ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
>
> ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
>
> ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
>
> ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。
>
> 基準解釈通知

２　人員基準

【概要】

職種名	資格要件	配置要件
管理者	特になし	・常勤職員であること。 ※管理者の業務に支障がない場合は、当該訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務と兼務可。ただし、併設の入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員との兼務はできない。
サービス提供責任者	・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修１級課程修了者 ・看護師等の資格を有する者	・常勤・専従であること。（当該訪問介護事業所の管理者とは兼務可。） ・指定訪問介護の職務に従事する者の中から選任すること。 ・利用者数が４０又はその端数を増すごとに１人以上の人数を確保すること。 ※一定の要件を満たす事業所については利用者の数が５０又はその端数を増すごとに１人以上の人数とすることができる。
訪問介護員等	・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修課程修了者 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修１級課程修了者 ・訪問介護員養成研修２級課程修了者 ・看護師等の資格を有する者 ・生活援助従事者研修修了者※	・事業所ごとに、常勤換算数で２．５以上の数が確保されること。 ※訪問介護員等には、サービス提供責任者を含む。 ※生活援助従事者研修修了者は、生活援助中心型サービスのみ従事可能。 **※常勤換算方法※** 従業者の１週間の総延べ勤務時間数から当該事業所において定められている常勤者の勤務時間数を割った数

【サービス提供責任者（非常勤）配置基準】

① 事業所ごとに、訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち利用者の数に応じて１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

② 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする。

③ 居宅サービス基準上、１人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として１人分のみの常勤換算を可能とする。

④ 非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数の２分の１に達していること。

○　「専ら従事する」とは？

原則として、 サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。
＊　この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

【サービス提供責任者の配置基準】

○ サービス提供責任者の配置基準は、常勤職員を基本とするが、利用者の数に応じて一定程度の非常勤職員の配置を可能とする。

①　利用者の数が４０人又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。

なお、これについては、指定訪問介護事業所ごとに最小限必要な員数として定められたものであり、１人のサービス提供責任者が担当する利用者の数の上限を定めたものではないことに留意するとともに、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。

イ 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。

ロ 利用者の数については、前３月の平均値を用いる。この場合、前３月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、３で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定するものとする。

ハ 当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、０．１人として計算すること。

② 利用者の数に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。

なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）の２分の１以上に達している者でなければならない。

イ 利用者の数が４０人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を４０で除して得られた数（小数第１位に切り上げた数）以上とする。

ロ イに基づき、常勤換算方法とする事業所については、以下に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

ａ利用者の数が４０人超２００人以下の事業所

常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から１を減じて得られる数以上

ｂ利用者の数が２００人超の事業所

常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に２を乗じて３で除して得られた数（１の位に切り上げた数）以上　従って、具体例を示すと別表１に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

③ サービス提供責任者については、訪問介護員等のうち、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者であって、原則として常勤のものから専任するものとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。

イ 専ら指定訪問介護の職務に従事する者であること。

ロ イにかかわらず、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができること。この場合、それぞれの職務については、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすものであること。　基準解釈通知

（別表１）常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

利用者の数 （ 前３月の平均値）	常勤換算方法を採用しない場合に必要となるサービス提供 責任者（ア）	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者（イ）
４０人以下	1	1
４０人超８０人以下	2	1
８０人超１２０人以下	3	2
１２０人超１６０人以下	4	3
１６０人超２００人以下	5	4
２００人超２４０人以下	6	4
２４０人超２８０人以下	7	5
２８０人超３２０人以下	8	6
３２０人超３６０人以下	9	6
３６０人超４００人以下	１０	7
４００人超４４０人以下	１１	8
４４０人超４８０人以下	１２	8
４８０人超５２０人以下	１３	9
５２０人超５６０人以下	１４	１０
５６０人超６００人以下	１５	１０
６００人超６４０人以下	１６	１１

～具体的な計算例～

（例１）利用者の数（前３月の平均値）が５５人の事業所の場合

■【Ⅰ】常勤換算方法を採用しない事業所で必要となるサービス提供責任者数

「利用者の数が４０人又はその端数を増すごとに１人以上」なので、常勤のサービス提供責任者が２人必要。（別表１の（ア）の員数）

■【Ⅱ】常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者数

① 常勤換算方法により必要となるサービス提供責任者の員数は、「利用者の数を４０で除して得られた数（小数第１位に切り上げた数）以上」なので

＝５５÷４０＝１．３７５・・≒１．４

② ①のうち、常勤のサービス提供責任者の必要員数は、「常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から１を減じて得られる数以上」なので、

＝【Ⅰ】－１＝２人－１人＝１人　　（別表１の（イ）の員数）

③ 非常勤のサービス提供責任者の必要員数は

＝①－②＝１．４－１人＝０．４

ただし、非常勤のサービス提供責任者は、常勤換算方法で必ず０．５以上となるため、配置すべき最低員数は、常勤のサービス提供責任者が１人、非常勤のサービス提供責任者が常勤換算方法で０．５以上となる。

（例２）利用者の数（前３月の平均値）が２６６人の事業所の場合

■【Ⅰ】常勤換算方法を採用しない事業所で必要となるサービス提供責任者数

「利用者の数が４０人又はその端数を増すごとに１人以上」なので、常勤のサービス提供責任者が７人必要。（別表１の（ア）の員数）

■【Ⅱ】常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者数

① 常勤換算方法により必要となるサービス提供責任者の員数は、「利用者の数を４０で除して得られた数（小数点第１位に切り上げた数）以上」なので

＝２６６÷４０＝６．６５・・≒６．７

② ①のうち常勤のサービス提供責任者の必要員数は、利用者の数が２００人超の事業所の場合は、「常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に２を乗じて３で除して得られた数（１の位に切り上げた数）以上」なので、

＝【Ⅰ】×２/３＝７人×２/３＝４．６６・・・≒５人（別表１の（イ）の員数）

③ 非常勤のサービス提供責任者の必要員数は

＝①－②＝６．７－５人＝１．７

よって、配置すべき最低員数は、常勤のサービス提供責任者が５人、非常勤のサービス提供責任者が常勤換算方法で１．７となる。この場合、非常勤のサービス提供責任者の必要員数１．７を満たすには、非常勤のサービス提供責任者は常勤換算で０．５以上の者でなければならないことを踏まえ、例えば、常勤換算０．５の職員を４人配置する、常勤換算０．８の職員と常勤換算０．９の職員の２人を配置するなど、どのような配置方法でも良く、その実人数は問わないものとする。

【Ｑ】最低基準を上回る員数のサービス提供責任者を配置しようとする場合、非常勤の訪問介護員を置くことはできるか

【Ａ】可能である。ただし、この場合の非常勤のサービス提供責任者についても、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする）の２分の１以上に達している者でなければならない。

平成 21 年 4 月改定関係Ｑ＆Ａ（Vol.69）

【Ｑ】非常勤のサービス提供責任者が、指定訪問介護事業所において勤務する時間以外に、他の事業所で勤務することは差し支えないか。

【Ａ】差し支えない。 例えば、所定労働時間が４０時間と定められている指定訪問介護事業所において、３０時間勤務することとされている非常勤の訪問介護員等を、（常勤換算０．７５の）サービス提供責任者とする場合、当該３０時間については、指定訪問介護事業所の職務に専ら従事する必要があるため、他の事業の職務に従事することはできないが、それ以外の時間について、他の事業（介護保険法における事業に限らない。）の職務に従事することは可能である。

平成 21 年 4 月改定関係Ｑ＆Ａ（Vol.79）

【サービス提供責任者の配置基準の緩和について】

○ **次の要件を満たす場合にはサービス提供責任者の配置基準を「利用者の数が５０又はその端数を増すごとに１人以上」とすることができる。（※要件にあてはまらない事業所については従来の基準に従うこと。）**

常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主とし従事する者を１人以上配置している指定訪問介護事業所であって、当該事業所のサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われていることにより、サービス提供責任者が担当する利用者を増やすことに支障がないと認められる事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が５０又はその端数を増すごとに１人以上とすることができるが、次の点に留意する必要がある。

イ 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、１月あたり３０時間以内であること。

ロ 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、居宅基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものである。

・訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること

・利用者情報(訪問介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等の IT 機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること

・利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完 することを可能としていること

この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、②の規定に関わらず、別表２に示すサービス提供責任者数を配置するものとする。

（別表２）　常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

（居宅基準第５条第５項の規定の適用を受ける指定訪問介護事業所の場合）

利用者の数 （前３月の平均値）	居宅基準第五条第五項の規定の適用を受ける訪問介護事業所が置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数
５０人以下	3	3
５０人超１００人以下	3	3
１００人超１５０人以下	3	3
１５０人超２００人以下	4	3
２００人超２５０人以下	5	4
２５０人超３００人以下	6	4
３００人超３５０人以下	7	5
３５０人超４００人以下	8	6
４００人超４５０人以下	9	6
４５０人超５００人以下	１０	7
５００人超５５０人以下	１１	8
５５０人超６００人以下	１２	8
６００人超６５０人以下	１３	9

【Ｑ】一定の要件を満たす指定訪問介護事業所が、サービス提供責任者の人員配置を「利用者５０人に対して１人以上」とする場合、都道府県知事に対する届出が必要となるのか。

【Ａ】一定の要件を満たす指定訪問介護事業所が、サービス提供責任者の人員配置を「利用者５０人に対して１人以上」とすることについて、都道府県知事に対する届出は要しない。

ただし、一定の要件を満たすことを証明する資料等について、当該指定訪問介護事業所に整備しておくことが必要である。

なお、指定訪問介護事業所に係る指定申請にあたり、都道府県知事に提出しなければならない事項の１つとして、「サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴」があるため、サービス提供責任者の人員配置の見直しに伴い、当該指定訪問介護事業所のサービス提供責任者を減員する場合には、都道府県知事に対する変更届が必要である。

平成 27 年度介護報酬改定に関するＱ&Ａ（Vol. 1）

【Ｑ】サービス提供責任者の人員配置を「利用者５０人に対して１人以上」できる要件のうち、サービス提供責任者が行う業務の省力化・効率化に係る取組として、解釈通知に規定された取組は、全て行う必要があるのか。

【Ａ】「業務の省力化・効率化に係る取組」には、業務支援ソフトやタブレット端末などの活用による省力化・効率化をはじめ、利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（いわゆる「チーム制」）など、業務体制の工夫により個々のサービス提供責任者の業務負担の軽減に係る取組も含まれるものであり、いずれかの取組を行うことにより、当該要件を満たすものである。

平成 27 年度介護報酬改定に関するＱ&Ａ（Vol. 1）

3　設備基準

【概要】

種　　別	内　　容
専用の事務室及び区画	・ 事業運営に必要な面積を有すること。 ・ 専用が望ましいが、間仕切り等で明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室でも差し支えない（区分がされていなくても業務に支障がないときは指定訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる）。 ・ 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保する。
設備・備品等	・ 指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を確保すること。 ・ 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

4　運営基準

【概要】

○　重要事項を説明し、利用者の同意を得なければならない。　居宅基準第 8 条

介護保険のサービスは、利用者又はその家族に十分な説明を行い、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付し、文書による同意を得たうえで開始すること

～重要事項説明書に記載すべき事項～

① 運営規程の概要
② 訪問介護員等の勤務体制
③ 事故発生時の対応
④ 苦情処理の体制等
⑤ 提供するサービスの第三者評価の状況(実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況)
⑥ その他（利用申込者がサービスを選択するために必要な事項）

○　正当な理由なくサービス提供を拒否してはならない。　居宅基準第 9 条

正当な理由なくサービス提供を拒否してはならず、特に、要介護度や所得の多寡を理由に拒否してはならない。

～正当な理由の例～

① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合

○　ケアプランに沿ったサービスを提供しなければならない。　居宅基準第 16 条

～有料老人ホーム等の入居者に対して行う訪問介護に関する留意点～

訪問介護サービスは、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、訪問介護員が利用者に原則１対１でサービス提供を行わなければならない。住宅型有料老人ホーム等に併設された訪問介護事業所のスタッフが、有料老人ホームのスタッフと兼務している場合は、次の点に留意の うえ、居宅サービス計画及び訪問介護計画に沿ったサービスを実施する必要がある。

・有料老人ホームのスタッフとしての業務時間と訪問介護事業所の訪問介護員としての業務時間が明確に区分されているか。

・介護保険サービスと介護保険外サービスが明確に区分されているか。

・利用者のサービス選択に関して、併設事業所以外の情報が提供されているか。

・併設事業所の居宅介護支援事業所や訪問介護事業所等の選択を強要していないか。

・利用者本位ではなく事業所都合のサービス提供（ケアプランと異なる内容や時間帯のサービス提供）が行われていないか。

・利用者にとって過剰又は不必要なサービスの位置づけがなされていないか。

・１対複数の施設的なサービス提供になっていないか。

○　サービス提供時には、職員証等を携行しなければならない。　居宅基準第 18 条

従業者に職員証や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときはこれを提示しなければならない。この職員証等には、当該事業所の名称、当該訪問介護員の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

○ サービス提供等の記録を行わなければならない。居宅基準第 19 条

提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。

訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（利用者の用意する手帳等に記載するなど）により、利用者に対してその情報を提供しなければならない。

～提供した具体的なサービスの内容の記録の重要性～

基準上「提供した具体的なサービスの内容」「利用者の心身の状況」「その他必要な事項」を記録することとされており、これらも含めて記録すること（単にあらかじめ用意した分類項目にチェックするだけの記録のみでは不適当）。趣旨は次のとおり。

（１）利用者に対するサービスの質の向上に繋がること

提供しているサービスが利用者の課題解決につながっているか、自立支援のために真に必要なサービスであるかどうか等を、訪問介護計画を作成するサービス提供責任者が把握できるような記録とすることにより、利用者に対するサービスの質の向上に繋がること。

（２）サービス内容や報酬請求が適正であることを証明する重要資料であること

事業者には、サービス内容や報酬請求が適正であることを保険者や県に対し証明する責任がある。このための証拠として、提供した具体的なサービスの内容の記録が重要となる。

○　適正に利用料等を受領しなければならない。　居宅基準第 20 条

① 利用者負担として、利用料（介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額）の支払を受けなければならない。

②　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。　また、保険外サービスについては、介護保険の訪問介護とは明確に区分する必要がある。

③　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外で行う場合の交通費（移動に要する実費。積算の起点は「通常の実施地域を超えた地点から」。）の支払を受けることができる。

交通費の支払を受けるためには、運営規程に金額を明記し、重要事項を説明する際に利用者又はその家族に対して具体的に説明し、同意を得ておかなければならない。

同条第２項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ　利用者に、当該事業が指定訪問介護事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

ロ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。

ハ　会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。

居宅基準解釈通知

～介護保険給付対象外のサービスについて～

保険給付対象とならないサービスを行う場合、保険給付対象となるサービスとの棲み分けを明確にして実施すること。（外部の者等から見れば、指定訪問介護では算定できないサービスを不正に介護報酬請求しているのではないかといった疑念が生じやすい。）

なお、本来、保険給付対象サービスであるにもかかわらず、支給限度額を超過するためなどといった理由で保険外事業として介護報酬の基準額より著しく低い利用料でサービスを行うことは不適切である。

○　サービス提供証明書の交付　　居宅基準第 21 条

法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

○　領収証を交付しなければならない。　介護保険法第 41 条第 8 項

利用者から指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用の支払いを受けた場合には、利用者に対して利用回数、費用区分等を明確にした領収書を交付しなければならない

～領収証の取扱い～

・ 口座引き落としの場合にも必要。

・ 利用料が医療費控除の対象となる場合もあるため、医療費控除が受けられる領収書を発行する必要がある。

→「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 25 年 1 月 25 日厚生労働省老健局総務課事務連絡）参照

介護保険最新情報 Vol.307(平成 25 年 1 月 25 日)

指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

介護保険法第 41 条第 8 項

指定居宅サービス事業者は、法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

介護保険法施行規則第 65 条

○　訪問介護計画を作成しなければならない。　居宅基準第 24 条

・サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、次の内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

・ 指定訪問介護計画の目標

利用者の状況を把握・分析して、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、援助の方向性や目標を明確にすること。

・当該目標を達成するための具体的なサービスの内容

具体的なサービスの内容：担当訪問介護員の氏名、サービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにすること。

・訪問介護計画の作成に当たっては、下記①～④に留意する必要がある。なお、訪問介護計画の変更についても、同様に①～④を実施すること。

① 訪問介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

② サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

③ サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際は、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

④ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うこと。実施状況や評価についても利用者又はその家族に説明を行うこと。

【Ｑ】訪問介護計画に位置づけられる具体的なサービス内容とは何を指すか。

【Ａ】訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成１２年３月１７日老計第１０号）を参照されたい。

なお、同通知の別紙１の１－０（サービス準備・記録等）及び２－０（サービス準備等）の時間は、所要時間に含まれるものである。

【Ｑ】利用者の当日の状況が変化した場合であっても、所要時間の変更は、計画に位置づけられた時間であるため、変更はできないのか。

【Ａ】例えば、訪問介護計画上、全身浴を位置づけていたが、当日の利用者の状態変化により、清拭を提供した場合や訪問介護計画上、全身浴を位置づけていたが、全身浴に加えて排泄介助を行った場合等において、介護支援専門員とサービス提供責任者が連携を図り、介護支援専門員が必要と認める（事後に介護支援専門員が必要であったと判断した場合を含む。）範囲において、所要時間の変更は可能である。

なお、この場合、訪問介護計画及び居宅サービス計画は、必要な変更を行うこと。

平成 21 年 4 月改定関係Ｑ＆Ａ（Vol.69）

○　同居親族に対してサービス提供をさせてはならない。　居宅基準第 25 条

～訪問介護員の別居の親族に対するサービス提供～

別居親族に対するサービス提供は禁止されていないものの、ホームヘルパーとしての業務と親族としての介護との区別が曖昧になるおそれがあり、望ましくない。

○　緊急時等の対応　居宅基準第 27 条

訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供をおこなっているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

○　事故発生時の対応　居宅基準第 37 条

① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

③ 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○　管理者等は、定められた責務を果たさなければならない。居宅基準第 28 条

① 管理者の責務

・ 従業者及び業務の一元的管理
・ 従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令

② サービス提供責任者の責務

・ 訪問介護計画の作成
・ 利用申込みに係る調整
・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的把握
・ 居宅介護支援事業者等に対し、訪問介護の提供に当たり把握した利用者情報の提供
・ サービス担当者会議への出席等による居宅介護支援事業者等との連携
・ 訪問介護員等に対する具体的な援助目標・援助内容の指示、利用者の状況についての情報の伝達
・ 訪問介護員等の業務の実施状況の把握
・ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理の実施
・ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施
・ その他サービス内容の管理に関する必要な業務の実施

～管理者としての職責～

・ 管理者は、事業所の責任者として、従業者及び業務の一元的な管理を行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令をすることとされている。
・ また、管理者は、事業者の指定・更新・取消等における欠格事由・取消事由に該当するかどうかが問題となる「役員等」の中に含まれる重要な職種である。
・ 県内でも、訪問介護事業所の指定取消やヘルパーによる利用者宅での窃盗事件など、指定事業所としてその管理責任が問われる問題が生じている。
・ したがって管理者は、自ら不正等に関与しないことは当然であるが、事業所において基準違反・不適正請求がないかのチェック体制の整備、従業者に対する職業倫理・資質向上のための研修等の実施など適正な事業運営が図られるよう管理者としての職責を果たす必要がある。

○　介護等のうち特定の援助に偏してはならない。居宅基準第 29 条の 2

事業者は、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければならない。（通院等乗降介助を行う事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければならない。）

また、事業所により提供しているサービス内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等乗降介助に限定されたりしてはならない。

「通院等のための乗車又は降車の介助」は、身体介護の一部を構成するものである。したがって、基準第４条及び第２９条の２に照らして、当該サービス行為に偏ってサービスを提供することは基準違反となり、都道府県知事の指導等の対象となるものである。

したがって、都道府県は、実態において、基準第４条及び第２９条の２に照らして特定のサービス行為に偏っていないか、サービス担当者会議に参加しているかどうか、他のサービス事業者と十分に連携しているか等について十分に確認し、必要に応じて指導を行うこと。

「『通院等のための乗車又は降車の介助』の適正な実施について」（平成 15 年 3 月 19 日老振発第 0319002 号）参照

○　事業所ごとに勤務体制を定め、事業所の訪問介護員等によりサービスを提供しなければならない。居宅基準第 30 条の 2

① 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務体制を明確にすること。

～勤務表に記載すべき事項～

・ 当該従業者の職種
・ 勤務時間数
・ 常勤・非常勤の別
・ 職務の内容
・ 兼務の状況（別事業所の兼務も含む）

② 雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等によりサービスを提供すること。なお、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則第１条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはならないことに留意すること。

○　運営規程の概要等を掲示しなければならない。居宅基準第 32 条

指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

○　秘密保持、利用者又は家族の個人情報を用いる場合の同意。　居宅基準第 33 条

①　指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

②　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

③　指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

○　不当な働きかけの禁止　居宅基準第 34 条の 2

指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

具体的には、例えば、指定訪問介護事業者と居宅介護支援事業者が同一法人等である場合や同一の建物等に所在する場合において、当該利用者の状況を勘案することなく、自らが提供する訪問介護サービスを居宅サービス計画に位置付けるよう働きかけるような場合が該当する。

居宅基準解釈通知

○　苦情処理の体制を整備し、適切に対応しなければならない。　居宅基準第 36 条

①　苦情処理の体制を整備しておかなければならない。
②　苦情を受け付けた際は、その内容を記録しなければならない。
③　苦情に関し、市町村や国保連が行う調査等に協力するとともに、指導又は助言に従い必要な改善を行わなければならない。

なお、相談窓口、苦情処理体制及び手順等具体的な措置の概要を重要事項説明書に記載し、事業所に掲示すること。

○　会計の区分をしなければならない。　居宅基準第 38 条

事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

具体的な会計処理方法等については、以下の通知を参照すること。
※指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて
（平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号）
※介護保険の給付対象事業における会計の区分について
（平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号）

○　記録を整備しなければならない。　居宅基準第 39 条

次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。
①　訪問介護計画
②　第１９条２項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
③　第２６条に規定する市町村への通知に係る記録
④　第３６条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑤　第３７条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

※保存期間については、和歌山県の条例による。

5　共生型訪問介護について

○　共生型訪問介護に関する基準

共生型訪問介護は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定居宅介護事業者又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年

法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」)という。第５条第３項に規定する重度訪問介護をいう。)に係る指定障害福祉サービス(同法第 29 条第２項に規定する障害福祉サービスをいう。)の事業を行う者が、要介護者に対して提供する指定訪問介護をいうものであり、共生型訪問介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

（１） 従業者(ホームヘルパー)、サービス提供責任者の員数及び管理者(居宅基準第 39 条の２第１号、第 39 条の３）

① 従業者（ホームヘルパー）

指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

② サービス提供責任者

共生型訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は指定重度訪問介護の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が、40 又はその端数を増すごとに１人以上とする。

この場合において、サービス提供責任者の資格要件については、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たすものとする。なお、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。

③ 管理者

指定訪問介護の場合と同趣旨である。

なお、共生型訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。

（２）設備に関する基準

指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。

（３）指定訪問介護事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（居宅基準第 39 条の２第２号）

（４）運営等に関する基準（居宅基準第 39 条の３）

居宅基準第 39 条の３の規定により、居宅基準第４条及び第２章第４節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用されるものである。

（５）その他の共生型サービスについて

高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、

・デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの

・法令上、共生型サービスの対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス　、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護）について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの

・障害福祉制度の基準を満たして指定を受け、かつ、介護保険制度の基準該当サービスを活用しているものについても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。

なお、共生型サービスは、各事業所の選択肢の一つであり、地域の高齢者や、障害者・障害児のニーズを踏まえて、各事業所は指定を受けるどうか判断することとなる。

6　加算及び減算について

【概要】

身体介護（2）～(4)に引き続き生活援助を行った場合 **所要時間が 20 分から起算して 25 分を増すごとに＋66 単位（198 単位を限度）**	身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間２０分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合（所要時間２０分未満の身体介護中心型を算定する場合を除く。）は、身体介護が中心である場合の所定単位数に当該生活援助が中心ある指定訪問介護の所要時間が２０分から計算して２５分を増すごとに 66 単位（198 単位を限度とする。）を加算した単位数を算定する。
共生型居宅サービス	共生型居宅サービス（指定居宅サービス基準第２条第７号に規定する共生型居宅サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う指定居宅介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第５条第１項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所（以下「共生型居宅サービスを行う指定居宅介護事業所」という。）において、居宅介護従業者基準第１条第４号、第９号、第 14 号又は第 19 号から第 22 号までに規定する者が共生型訪問介護（指定居宅サービス基準第 39 条の２に規定する共生型訪問介護をいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、１回につき所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスを行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第１条第５号、第 10 号又は第 15 号に規定する者が共生型訪問介護を行った場合は、１回につき所定単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問介護を行った場合は、１回につき所定単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算定する。
事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供する場合 **所定単位数の** **①、③　90/100** **②　　85/100**	①　事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の 90％を算定する。 ②　①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり 50 人以上の場合の利用者にサービスを提供する場合は、所定単位数の 85％を算定する。 ③　事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（①に該当する以外のもの）に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の 90％を算定する。
２人の訪問介護員等 による場合 **所定単位数の** **200/100**	２人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合に算定する。 ①　利用者の身体的理由により１人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合（例：体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合） ②　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③　その他利用者の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合（例：エレベータのない建物の２階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合）

夜間・早朝の場合又は深夜の場合 早朝・夜間：＋25/100 深夜：＋50/100	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定する 早朝（ 6:00～ 8:00）　夜間(18:00～22:00) 深夜(22:00～ 6:00)
特定事業所加算 Ⅰ：＋20／100 Ⅱ：＋10／100 Ⅲ：＋10／100 Ⅳ：＋ 5/100	以下の基準に適合するものとして都道府県知事に届け出ている事業所が指定訪問介護を行った場合に算定できる。（Ｐ２６参照） **体制要件＋人材要件＋重度対応要件　→　特定事業所加算（Ⅰ）** **体制要件＋人材要件　→　特定事業所加算（Ⅱ）** **体制要件　＋重度対応要件　→　特定事業所加算（Ⅲ）** **体制要件＋人材要件＋重度対応要件　→　特定事業所加算（Ⅳ）** **※特定事業所加算（Ⅳ）に関しては特定事業所加算（Ⅰ）から(Ⅲ)の体制要件、人材要件及び重度対応要件と基準が異なるため注意**
特別地域訪問介護加算 ＋15／100	「厚生労働大臣が定める地域」に所在する、指定訪問介護事業所又はサテライト事業所を業務の本拠とする訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合に算定する。 ※特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外。
中山間地域等における小規模事業所加算 ＋10／100	以下の（1）及び（2）の要件に該当する場合は、１回につき所定単位数の１００分の１０に相当する単位数を所定単位数に加算する。 （1）事業所が「厚生労働大臣が定める地域」に所在すること（特別地域加算の対象地域を除く）。 （2）延訪問回数が２００回以下/月の事業所であること。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ＋5／100	「厚生労働大臣が定める地域」に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合は、１回につき所定単位の１００分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ⇒「通常の事業の実施地域」とは、事業所の運営規定に定める「通常の事業の実施地域」 この加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費は徴収不可。
緊急時訪問介護加算 ＋100 単位	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画において計画的に訪問することになってない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合は、１回につき１００単位を加算する（以下の①～⑥の要件を満たすこと）。 ⇒①利用者又はその家族の要請から２４時間以内に行った場合。 ②１回の要請につき１回を限度 ③介護支援専門員とサービス提供責任者の連携により、介護支援専門員が必要と判断した場合 ④加算対象となる訪問介護の所要時間は、介護支援専門員が判断 ⑤時間間隔≦概ね２時間、２０分未満の身体介護の算定要件の規定はこの加算を算定する場合、適用されない。 ⑥要請のあった時間、要請の内容、提供時刻、当加算の対象である旨を記録すること。

初回加算 **１月につき＋200単位**	指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、１月につき所定単位を加算する。
生活機能向上連携加算 **①＋100 単位** **②＋200 単位**	①　サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の２第２項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が所在しないものに限る。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。 ②　利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の２第２項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が所在しないものに限る。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降３月の間、１月につき所定単位数を加算する。ただし、①を算定している場合は算定しない。
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）：各種加算減算を加えて算定した単位数の 137/1000 （Ⅱ）：各種加算減算を加えて算定した単位数の 100/1000 （Ⅲ）：各種加算減算を加えて算定した単位数の 55/1000 （Ⅳ）：（Ⅲ）の 90％ （Ⅴ）：（Ⅲ）の 80％	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が指定訪問介護を行った場合に算定できる。 ※（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）については、平成 33 年（令和 3 年）３月 31 日までの間、（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間算定できる。

介護職員等特定処遇改善加算 （Ⅰ）：各種加算減算を加えて算定した単位数の 63/1000 （Ⅱ）：各種加算減算を加えて算定した単位数の 42/ 1000	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が指定訪問介護を行った場合に算定できる。

【事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一建物に居住する利用者に対する訪問介護減算】

① 訪問介護事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物若しくは訪問介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の 90%を算定する。（②に該当する場合を除く）

② 上記①に該当する場合に、事業所における１月当たりの利用者が 50 人以上居住する利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の 85%を算定する。

③ 事業所における１月あたりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、所定単位の 90%を算定する。

【留意事項】

〇訪問介護サービス等の事業所所在地に係る適切な届出について

県から指定を受けている訪問介護サービス等の事業所に関して、有料老人ホーム等の集合住宅内の一室を実質的な事業所として使用していながら集合住宅減算の対象外であることを装うため、別の場所を事業所の所在地として県へ届出し、届出先の場所では事業所としての使用実態がないにも関わらず集合住宅減算を行わずに介護報酬を請求した場合、不正請求に当たります。

県としては届出内容に疑義がある場合は、介護保険法第２４条に基づき、必要な調査を行うこととしておりますが、その結果、実態とかい離した虚偽の届出行為等が確認された場合には、厳正に対応していくこととしておりますので、十分にご留意の上、適切に届出いただくようお願いします。

（注）Ｑ＆Ａ等について改定版がない部分については、従来のものを使用しているため、読み替え等を行うこと。

○指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。）等に居住する利用者に対する取扱い

①同一敷地内建物等の定義

「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること

②同一の建物に 20 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)の定義

イ 「当該指定訪問介護事業所における利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物」とは、① に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定訪問介護事業所の利用者が 20 人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

ロ この場合の利用者数は、１月間（歴月）の利用者数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の 日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるも のとする。また、当該指定訪問介護事業所が、第一号訪問事業（指定入浴介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）と一体的な運営をしている場合、第一号訪問事業の利用者を含めて計算すること。

③ 当該減算は、指定訪問介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

（同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に該当しないものの例）

・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合

・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問介護事業所の指定訪問介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

⑤ 同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物の定義

イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問介護事業者の利用者が 50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。

ロ この場合の利用者数は、１月間（歴月）の利用者数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。

居宅算定基準留意事項

【Q】月の途中に、集合住宅減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退居した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。

【A】集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。

月の定額報酬であるサービスのうち、介護予防訪問介護費、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービスに係る報酬（日割り計算が行われる場合は日割り後の額）について減算の対象となる。

なお、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の基本夜間対応型訪問介護費については減算の対象とならない。また、（介護予防）小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護費については利用者の居所に応じた基本報酬を算定する。

※ 平成 24 年度報酬改定 Q&A（vol.１）（平成 24 年 3 月 16 日）訪問系サービス関係共通事項の問 １は削除する。

平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）

【Q】集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。

【A】集合住宅減算は、訪問系サービス（居宅療養管理指導を除く）について、例えば、集合住宅の１階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものである。

従来の仕組みでは、事業所と集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下同じ。）が一体的な建築物に限り減算対象としていたところである。

今般の見直しでは、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算対象とすることとしたものである。

このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。

・ 広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、ＵＲ（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）
・ 幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの

平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）

【Q】「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が１月あたり２０人以上の場合減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか。

【A】算定月の実績で判断することとなる。

平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）

【Q】「同一建物に居住する利用者が 1 月あたり 20 人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

【A】この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。（サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護 費の算定がなかった者を除く。）

平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）

【Q】集合住宅減算について、サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれぞれ異なる法人である場合にはどのような取扱いとなるのか。

【A】サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算対象となる。

平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）

【特定事業所加算】

１　特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）

【体制要件】

①事業所の全ての訪問介護員等（登録型を含む。）に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

③指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。

④事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を一年以内ごとに一回実施すること。

⑤緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。（重要事項説明書の交付で可）

【人材要件】

①事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が３割以上であること。又は、介護福祉士、実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・１級課程修了者の占める割合が５割以上であること。

②全てのサービス提供責任者が３年以上の実務経験を有する介護福祉士又は５年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・１級課程修了者であること。（居宅サービス基準上、１人を超えるサービス提供責任者の配置が必要な事業所については、２人以上が常勤であること。）

【重度要介護者等対応要件】

前年度又は前３月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護４～５である者・認知症日常生活自立度Ⅲ以上である者・たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）の行為を必要とする者の占める割合が２割以上であること。（割合の計算において、たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られる。）

２ 特定事業所加算(Ⅳ)

【体制要件】

① １体制要件②から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

② 指定訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

【人材要件】

居宅サービス基準上配置が必要な常勤のサービス提供責任者が２人以下の事業所であって、配置が必要なサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を１ 人以上配置していること。

【重度要介護者等対応要件】

前年度又は前３月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３～５である者・認知症日常生活自立度Ⅲ以上である者・たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）の行為を必要とする者の占める割合が６割以上であること。（割合の計算において、たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られる。）

居宅算定基準

7 道路運送法との関係について

○ **訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送（通院等乗降介助を含む。）は、道路運送法上の有償運送であるとされており、道路運送法上の許可又は登録を受けて行う必要がある。**

※ 平成 15 年の厚生労働省通知（「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について：平成 15 年 5 月 8 日老振発第 0508001 号・老老発第 0508001 号）で、「一律に道路運送法上の許可を受けなければ介護保険の適用を受けられなくなるものではないこと」とあるが、この取り扱いは変更となっているので注意。

１．訪問介護について

① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条又は第４３条の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。

② ＮＰＯ法人その他道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第４８条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第７９条に基づく登録を受けることができる。

③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第７８条第３号に基づく許可を受けることができる。

④ 訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めることとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

介護輸送に係る法的取扱いについて（平成１８年９月付け国土交通省・厚生労働省連名文書）参照

実地指導自主点検調書 （訪問介護）

事業所名　　記入担当者名　　記入日　　年　月　日

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
人員	管理者	常勤・専従の管理者を置いているか。	はい　・　いいえ	兼務の場合の職務内容	職務内容を記載	勤務体制表、勤務記録
	サービス提供責任者	サービス提供責任者を何人配置しているか。また、そのうち常勤のサービス提供責任者を何人配置しているか。	はい　・　いいえ	サービス提供責任者の配置数	人	勤務体制表、勤務記録、資格証（修了証）、雇用契約書等
				上記のうち、常勤のサービス提供責任者の配置数	人	
		利用者数（前3ヶ月の平均）は何人か。		利用者数	人	利用者数が確認できる書類等
	訪問介護員等	訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2．5人以上か。【※実績で満たす必要あり】	はい　・　いいえ	常勤換算方法での員数	人	勤務体制表、勤務記録、資格証（修了証）、雇用契約書等
設備	設備	専用の区画を設けるほか、利用者等の相談に対応できるスペースが確保されているか。	はい　・　いいえ	相談スペースはプライバシー保護に配慮した構造となっているか。	いる　・　いない	現場確認
	備品	手指を洗浄するための設備等感染症予防に配慮したものが備えられているか。	はい　・　いいえ	手指洗浄等に関する備品等	備品名を記載	同上
				給排水設備の箇所数	箇所	同上
運営	サービス提供に係る説明及び同意	重要事項説明書等を交付して説明を行い、同意を得ているか。	はい　・　いいえ	①運営規程の概要	あり　・　なし	重要事項説明書
				②勤務体制	あり　・　なし	
				③事故発生時の対応	あり　・　なし	
				④苦情処理の体制	あり　・　なし	
				⑤第三者評価の実施状況	あり　・　なし	
		契約書は適正に締結されているか。	はい　・　いいえ	契約書に利用者の押印があるか	あり　・　なし	契約書
		重要事項説明書と契約書は区分されているか。	はい　・　いいえ			重要事項説明書、契約書
	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。	はい　・　いいえ	提供拒否時の理由	拒否理由を記載	利用申し込み受付簿等
	提供困難時の対応	サービスの提供が困難な場合、居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。	はい　・　いいえ	他の事業者への紹介方法	紹介方法を記載	紹介に関する記録等
	受給資格確認	被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及びその有効期限を確認しているか。	はい　・　いいえ	確認内容の記録先	記録先を記載	確認内容の記録
	要介護認定申請援助	サービスの提供の開始に際し、要介護認定等の申請が行われていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	はい　・　いいえ	具体的な援助の方法	援助方法を記載	申請援助に関する記録
	心身の状況等の把握	居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じ、利用者の状況等の把握に努めているか。	はい　・　いいえ	サービス担当者会議の参加状況	1．ほとんどの利用者について実施 2．一部の利用者について実施 3．ほとんど実施されていない	利用者状況把握に関する記録

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
運営	職員証の携行	従業者に職員証や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときに提示しているか。	はい　・　いいえ			職員証、名札等
	サービスの提供記録	サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録し、保存しているか。	はい　・　いいえ			訪問介護記録
	利用料の受領	サービスを提供した際、利用者負担として当該サービスに係る費用基準額の１割等を受領しているか。	はい　・　いいえ			サービス提供票、別表、領収証控
		通常の事業実施地域以外の居宅においてサービスを行う場合、それに要した交通費以外の支払を利用者から受けていないか。	はい　・　いいえ	通常の事業実施地域以外へのサービス提供に係る交通費を徴収するケースはあるか	ある　・　なし	サービス提供票、別表、領収証控、車両運行日誌等
	証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスの利用料の支払いを受けた場合（利用者10割負担）は、「サービス提供証明書」を利用者に対して交付しているか。	はい　・　いいえ			サービス提供証明書控
	訪問介護計画の作成	サービス提供責任者は訪問介護計画を作成しているか。	はい　・　いいえ	利用者の状況を把握、分析し、解決すべき問題が明らかにされているか	いる　・　いない	訪問介護計画書
				提供するサービスの内容・所要時間、日程、担当する訪問介護員の氏名等が記載されているか	いる　・　いない	同上
		訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されているか。	はい　・　いいえ	居宅介護支援事業所から居宅サービス計画書を受け取っているか	いる　・　いない	訪問介護計画書 居宅サービス計画書
		訪問介護計画の作成に当たってその内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	はい　・　いいえ	訪問介護計画に利用者の押印があるか	ある　・　なし	訪問介護計画書
		訪問介護計画は利用者に交付しているか。	はい　・　いいえ			同上
	同居家族への提供	訪問介護員等に、その同居家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせていないか。	はい　・　いいえ			訪問介護計画書、サービス利用票
	運営規程	事業所ごとに運営規程を定めているか。	はい　・　いいえ	下記の内容が定められている		運営規程
				①事業の目的及び運営の方針	あり　・　なし	
				②従業者の職種、員数及び職務の内容	あり　・　なし	
				③営業日及び営業時間	あり　・　なし	
				④指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額	あり　・　なし	
				⑤通常の事業の実施地域	あり　・　なし	
				⑥緊急時等における対応方法	あり　・　なし	
				⑦その他運営に関する重要事項	あり　・　なし	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
運営	勤務体制の確保	従業者の勤務体制を月ごとに定めているか。	はい　・　いいえ	必要事項（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、兼務関係、サービス提供責任者である旨等）が記載されているか	いる　・　いない	勤務体制表、雇用契約書等
		人権擁護推進員を任命しているか。	はい　・　いいえ	人権擁護推進員	職種　　氏名	辞令等
				人権擁護に関する研修を年1回以上実施しているか。	いる　・　いない	研修の記録等
		訪問介護員の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。	はい　・　いいえ	内部研修の実施回数	直近1年間で　　回開催	研修の記録等
				実施記録	あり　・　なし	
				外部研修の参加人数	直近1年間で延べ　　人出席	
				参加記録	あり　・　なし	
	衛生管理等	訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。	はい　・　いいえ	健康診断の実施	あり　・　なし	健康診断の記録等
	掲示	事業所の見やすい場所に必要な事項が掲示されているか。	はい　・　いいえ	①運営規程の概要	あり　・　なし	現場確認
				②従業者の勤務体制	あり　・　なし	
				③利用料	あり　・　なし	
				④事故発生時の対応	あり　・　なし	
				⑤苦情処理の体制	あり　・　なし	
	秘密保持等	従業者の利用者等に係る秘密保持について、従業者の退職後も含め、必要な措置を講じているか。	はい　・　いいえ	就業時にどの書類で定めているか	取り決め書類を記載	就業時の取り決め等の記録
		サービス担当者会議等において利用者等の個人情報を用いる場合の同意を文書にて得ているか。	はい　・　いいえ			利用者の同意書等
	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対象として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	はい　・　いいえ	現時点での利用者を担当する居宅介護支援事業所の数	事業所	サービス提供票、別表
	苦情処理の体制	苦情に対する措置が講じられているか。	はい　・　いいえ	苦情相談窓口があるか	あり　・　なし	苦情処理体制を定めた書類、苦情に関する記録
				処理体制が定められているか	あり　・　なし	
				処理記録が整備されているか	あり　・　なし	
	事故発生時の対応	事故発生時における対応体制が整備されているか。	はい　・　いいえ	連絡体制が整備されているか	あり　・　なし	事故処理体制を定めた書類 事故に関する記録 損害賠償保険証書
				事故記録が整備されているか	あり　・　なし	
				再発防止策が講じられているか	あり　・　なし	
				損害賠償保険に加入しているか	いる　・　いない	
	会計の区分	事業ごとに会計が区分されているか。	はい　・　いいえ			会計関係書類
	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	はい　・　いいえ	・訪問介護計画書 ・サービス提供記録 ・市町村の通知に係る記録 ・苦情に係る記録 ・事故に係る記録		各種保存書類
		サービスを提供した日から5年間保存しているか。	はい　・　いいえ			

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
	介護サービス情報の公表制度	介護サービス情報の公表制度において、毎年報告の更新を行っているか。（対象事業所のみ）	はい　・　いいえ			公表中画面のコピー
介護報酬	介護報酬の算定	利用者の自立生活支援に結びつかない単なる見守りや声かけを身体介護で請求していないか。	はい　・　いいえ			介護給付費明細書 サービス提供票、別表 居宅サービス計画 訪問介護計画 サービス提供の記録
		病院内などの外出先でのみの付き添い介護について訪問介護として請求していないか。	はい　・　いいえ			
		病院から病院への移動など、居宅を起点又は帰着点としない外出・付き添い介助について訪問介護として請求していないか。	はい　・　いいえ			
		利用者の趣味趣向に関わる外出の付き添いについて訪問介護として請求していないか。	はい　・　いいえ			
		家族のための援助行為や、日常生活の援助に該当しない行為について生活援助で請求していないか。	はい　・　いいえ			
		利用者が医療機関の受診等により不在である時間に行った掃除等のサービスについて生活援助で請求していないか。	はい　・　いいえ			
		利用者の事情で居宅サービス計画に位置づけられたサービスを提供できなかった場合に、居宅サービス計画上のサービスを請求していないか。	はい　・　いいえ			

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介護報酬	介護報酬の算定	通院等乗降介助	あり　・　なし	サービスに必要な各種許可、免許、車両があるか。	はい　・　いいえ	道路運送法の許可証 運賃の認可証 二種免許取得者の免許証 二種免許取得者のヘルパー研修終了書 車両(現場確認) 車両の車検証 介護給付費明細書 サービス提供票、別表 居宅サービス計画 訪問介護計画 サービス提供の記録
				「自らの運転する車両への乗降の介助」「乗車前・降車後の屋内外の移動の介助」「通院先等での受診等の手続き」をそれぞれ分けて算定していないか。	はい　・　いいえ	
		20分未満の身体介護 **＜従来型＞**	あり　・　なし	前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を開けているか。	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 居宅サービス計画 訪問介護計画 サービス提供の記録 利用者状況把握に関する記録 サービス担当者会議の記録 勤務記録 運営規程 通報時対応体制を定めた書類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定書 （又はその指定を受けようとする計画書）
				排泄介助、体位交換、服薬介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって定期的に必要な短時間の身体介護であるか。	はい　・　いいえ	
				20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合、原則として引き続き生活援助を行っていないか。	はい　・　いいえ	
		20分未満の身体介護 **＜頻回型＞**	あり　・　なし	利用対象者は、要介護1から要介護2の者であって認知症の利用者又は要介護3から要介護5の者であって障害高齢者の日常生活自立度ランクⅡからⅣ又はMの利用者か。	はい　・　いいえ	
				利用対象者は、当該利用者に係るサービス担当者会議が、3月に1度以上開催されており、当該会議において、1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要と認められた者か。	はい　・　いいえ	
				常時、利用者又は家族等からの連絡に対応できる体制があるか。	はい　・　いいえ	
				「定期巡回・随時対応サービスの指定を受けている」又は「定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意志があり、実施に関する計画を策定している（要介護3から要介護5の者に限る）」か。	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介護報酬	介護報酬の算定			頻回型で算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護費（Ⅰ）（訪問看護サービスを行わない場合）の範囲内か。	はい　・　いいえ	
				当該サービス提供が、「頻回の訪問」にあたると居宅サービス計画において、明確に位置付けられているか。	はい　・　いいえ	
				排泄介助、体位交換、服薬介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって定期的に必要な短時間の身体介護であるか。	はい　・　いいえ	
				20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合、原則として引き続き生活援助を行っていないか。	はい　・　いいえ	
	加算	2人の訪問介護加算	あり　・　なし	当該訪問介護について利用者又は家族等の同意があり、利用者の身体的理由や暴力行為等により、1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合であるか。	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 居宅サービス計画 訪問介護計画 サービス提供の記録
		早朝・夜間・深夜加算	あり　・　なし	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯であり、当該時間帯に訪問介護を行っているか。（夜間：18時～22時、深夜：22時～6時、早朝：6時～8時）	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 居宅サービス計画 訪問介護計画 サービス提供の記録
		特定事業所加算＜（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）共通＞	あり　・　なし	特定事業所加算の届出をしているか。	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介護報酬	加算	特定事業所加算（Ⅰ）	あり　・　なし	①全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等毎に研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定しているか。	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 居宅サービス計画 訪問介護計画 サービス提供の記録 研修の記録等 会議の記録等 勤務記録 訪問介護員等への指示文書 訪問介護員等からの報告書 健康診断の記録 緊急時対応体制を定めた書類 重要事項説明書 職員割合が確認できる書類 資格証（修了証） 利用者状況把握に関する記録 利用者数・割合が確認できる書類
				②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的(概ね月に1回以上)に開催し、その開催状況の概要について記録しているか。	はい　・　いいえ	
				③サービス提供責任者が当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法で伝達してから、サービス提供を開始し、終了後は各訪問介護員等から適宜報告を受けているか。	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介護報酬	加算	特定事業所加算（Ⅰ）	あり　・　なし	④全ての訪問介護員等に対し、健康診断を定期的(少なくとも1年以内毎に1回)に実施しているか。	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 居宅サービス計画 訪問介護計画 サービス提供の記録 研修の記録等 会議の記録等 勤務記録 訪問介護員等への指示文書 訪問介護員等からの報告書 健康診断の記録 緊急時対応体制を定めた書類 重要事項説明書 職員割合が確認できる書類 資格証（修了証） 利用者状況把握に関する記録 利用者数・割合が確認できる書類
				⑤緊急時等における対応方法（対応方針、緊急時の連絡先、対応可能時間等）を記載した文書を利用者に交付(重要事項説明書等にこれらの内容を明記したものを交付することで足りる)しているか。	はい　・　いいえ	
				⑥訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が30%以上又は介護福祉士、実務者研修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級ヘルパーの占める割合が50%以上であるか。	はい　・　いいえ	
				⑦事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級ヘルパーであること。また、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置しているか。	はい　・　いいえ	
				⑧前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護4及び5である者、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者、たんの吸引等の行為を必要とする者の占める割合が20%以上であるか。	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介護報酬	加算	特定事業所加算（Ⅱ）	あり　・　なし	特定事業所加算（Ⅰ）の①～⑤のすべてに適合し、かつ⑥又は⑦のいずれかに適合しているか。	はい　・　いいえ	同上
		特定事業所加算（Ⅲ）	あり　・　なし	特定事業所加算（Ⅰ）の①～⑤と⑧のすべてに適合しているか。	はい　・　いいえ	同上
		特定事業所加算（Ⅳ）	あり　・　なし	特定事業所加算（Ⅰ）の②～⑤のすべてに適合しているか。	はい　・　いいえ	同上
				サービス提供責任者全員に、サービス提供責任者業務の質の向上に資する個別研修計画が策定され、研修を実施または実施を予定しているか。	はい　・　いいえ	
				人員基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を配置しているか。（人員基準に基づき配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所に限る）	はい　・　いいえ	
				前年度又は前3月間における利用者総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者、認知症自立度Ⅲ以上である者の占める割合が60％以上であるか。	はい　・　いいえ	
		緊急時訪問介護加算	あり　・　なし	居宅サービス計画に位置づけられていない訪問介護(身体介護中心に限る)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行っているか。	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 居宅サービス計画 訪問介護計画 サービス提供の記録
				原則として、サービス提供責任者が事前に居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が、身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断したか。	はい　・　いいえ	
				緊急時訪問介護を行った場合は、要請のあった時間、要請内容、当該訪問介護の提供時刻、緊急時訪問介護加算の算定対象である旨について記録しているか。	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介護報酬	加算	初回加算	あり　・　なし	利用者が過去2月間（暦月）において、当該事業所から訪問介護の提供を受けていないか。	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 居宅サービス計画 訪問介護計画 サービス提供の記録
				サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合又は当該事業所の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に算定しているか。また、サービス提供責任者が同行の場合、同行訪問した旨を記録しているか。	はい　・　いいえ	
		生活機能向上連携加算【Ⅰ】	あり　・　なし	サービス提供責任者が訪問リハ又は通所リハ事業所等の理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったか。	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 居宅サービス計画 訪問介護計画 サービス提供の記録
				本加算は、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に所定単位数を算定しているか。	はい　・　いいえ	
		生活機能向上連携加算【Ⅱ】	あり　・　なし	訪問又は通所リハ事業所等の理学療法士等がリハビリテーションの一環として居宅を訪問した際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士等と利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、訪問介護計画に基づく訪問介護を行っているか。	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 居宅サービス計画 訪問介護計画 サービス提供の記録
				本加算は、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月を限度として、1月につき所定単位数を算定しているか。	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介　護 報　酬	減算	集合住宅に居住する利用者の減算	あり　・　なし	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者に対し、訪問介護を行った場合、所定単位数の90％に相当する単位数を算定しているか。	はい　・　いいえ	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 居宅サービス計画 サービス提供の記録 利用者数が確認できる書類
				②上記の建物のうち、当該建物等に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合、所定単位数の85％に相当する単位数を算定しているか。	はい　・　いいえ	
				③上記以外の範囲に所在する建物に居住する者に対し、訪問介護を行った場合、所定単位数の90％に相当する単位数を算定しているか。 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介　護 報　酬	加算	介護職員処遇改善加算＜ （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）共通＞	あり　・　なし	介護職員処遇改善加算の届出をしているか。	はい　・　いいえ	介護職員処遇改善計画書 介護職員処遇改善実績報告書 労働保険料の納付が確認できる書類 就業規則が確認できる書類 賃金体系が確認できる書類 キャリアパス要件が確認できる書類 研修の記録等 給与明細 賃金改善が確認できる書類 介護職員処遇改善加算総額のお知らせ 区分支給限度額基準を超えたサービスに係る加算額が分かる資料
				①介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の<u>事業主負担分の増加分</u>を含むことができる。）が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金に関する改善計画を策定し、その計画に基づき適切な措置を講じているか。	はい　・　いいえ	
				②①の賃金改善に関する計画、当該計画の実施期間及び実施方法その他介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画を作成し、全ての介護職員に周知した上で県へ届け出ているか。	はい　・　いいえ	
				③介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施しているか。 ※経営の悪化等により、やむを得ず賃金水準を引き下げた上で、賃金改善をした場合は、その内容について県へ届け出ているか。	はい　・　いいえ	
				④事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績報告書を県へ提出しているか。	はい　・　いいえ	
				⑤算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられていないか。	はい　・　いいえ	
				⑥当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われているか。	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介　護 報　酬	加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	あり　・　なし	①下記の全ての要件を満たしているか。（キャリアパス要件Ⅰ） ア：介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めている。 イ：アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めている。 ウ：ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員	はい　・　いいえ	同上
				②下記の全ての要件を満たしているか。（キャリアパス要件Ⅱ） ア：介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 　a：資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、介護職員の能力評価を行っている。 　b：資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施している。	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介　護 報　酬	加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	あり　・　なし	③下記の全ての要件を満たしているか。（キャリアパス要件Ⅲ） ア　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること ａ 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること ｂ 資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 ｃ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 イ　アの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること	はい　・　いいえ	同上
				④平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く.。)の内容を全ての介護職員に周知しているか。（職場環境等要件） ※介護職員処遇改善加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する場合は、平成27年4月を平成20年10月と読み替える。	はい　・　いいえ	

指定基準		基準の内容（指導項目）	適　否	確認事項		当日確認書類
介　護 報　酬	加算	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	あり　・　なし	介護職員処遇改善加算＜（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）共通＞の全てと介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①、②及び④に適合しているか。	はい　・　いいえ	同上
		介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	あり　・　なし	介護職員処遇改善加算＜（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）共通＞の全てと介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①又は②のいずれかと④に適合しているか。	はい　・　いいえ	同上
		介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	あり　・　なし	介護職員処遇改善加算＜（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）共通＞の全てと介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①、②又は④のいずれかと適合しているか。	はい　・　いいえ	同上
		介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	あり　・　なし	介護職員処遇改善加算＜（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）共通＞に適合しているか。	はい　・　いいえ	同上